

千葉県教科用図書選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 千葉県立小学校・中学校及び特別支援学校・特別支援学級において使用する教科用図書の調査研究を行うとともに、その選定に関し教育委員会に報告するため、千葉県教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(委員)

第2条 選定委員会は、次に掲げる者を委員として組織する。

- (1) 教育次長
- (2) 学校教育部長
- (3) 千葉県小・中学校長会の代表
- (4) その他市立学校の職員のうちから教育委員会が指名した者

2 委員の任期は、採択に係る調査報告が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 選定委員会に委員長を置き、教育次長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

3 選定委員会に副委員長を置き、学校教育部長をもってこれに充てる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 選定委員会の会議は、必要に応じて委員長が召集する。

2 選定委員会は、必要があると認めるときは、会議において意見聴取等（専門的知識を有する者その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことをいう。以下同じ。）をすることができる。

(専門調査員会)

第5条 選定委員会の事務を補佐するため、選定委員会に教科別に又は部門別に専門調査員会を置く。

2 前項の専門調査員会を組織する専門調査員は、教育に関して豊富な経験を有し、教科用図書研究について識見を有する校長、教頭又は教員のうちから、教育委員会が指名する。

- 3 専門調査員会ごとに主任1名を置く。
- 4 主任は、専門調査員の互選により定める。
- 5 専門調査員会は、選定委員会の命を受けて、教科用図書の専門的な調査研究及び選定委員会に提出する資料の収集・作成を行う。

(採択の公正確保)

第6条 教科用図書採択の公正を確保するため、採択候補となる教科用図書の編集に関係ある者は、選定委員会の委員又は専門調査員になることができない。

- 2 選定委員会は、第4条第2項の規定により意見聴取等をしようとするときは、採択候補となる教科用図書の編集に関係ある者から意見聴取等をしてはならない。

- 3 選定委員会の委員及び専門調査員は、教科用図書発行会社等の採択勧誘又は宣伝行為に乗ぜられる等の公正な教科用図書採択を阻害すると認められる行為をしてはならない。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、学校教育部教育指導課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会及び専門調査員会の運営に関して必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。